

# 知財と人材

2003年4月18日  
知的財産戦略本部

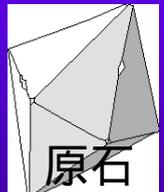
弁理士 下坂スミ子

# 発明から知的財産への変身



- 国際知財
- 知財契約
- 知財戦略
- 紛争処理
- 紛争予防
- 侵害
- マーケティング
- 輸出
- 起業
- 販売
- ライセンス
- 製造
- 利用

発明 → 権利化



発掘 → 出願 → 審査 → 登録



アイデア → 財産

産業活性化  
ビジネス

# 知財専門家の現状

(1) 技術及び法律

(2) 実務に精通

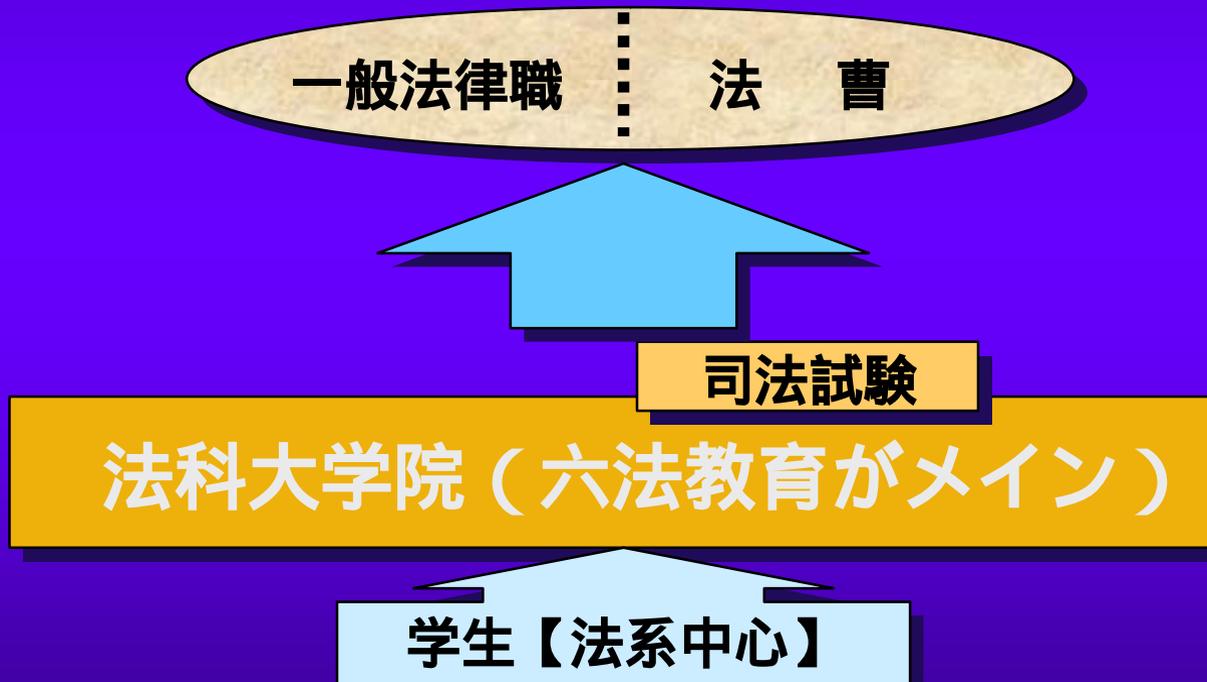
(3) 国際性具備

(4) ビジネス知識



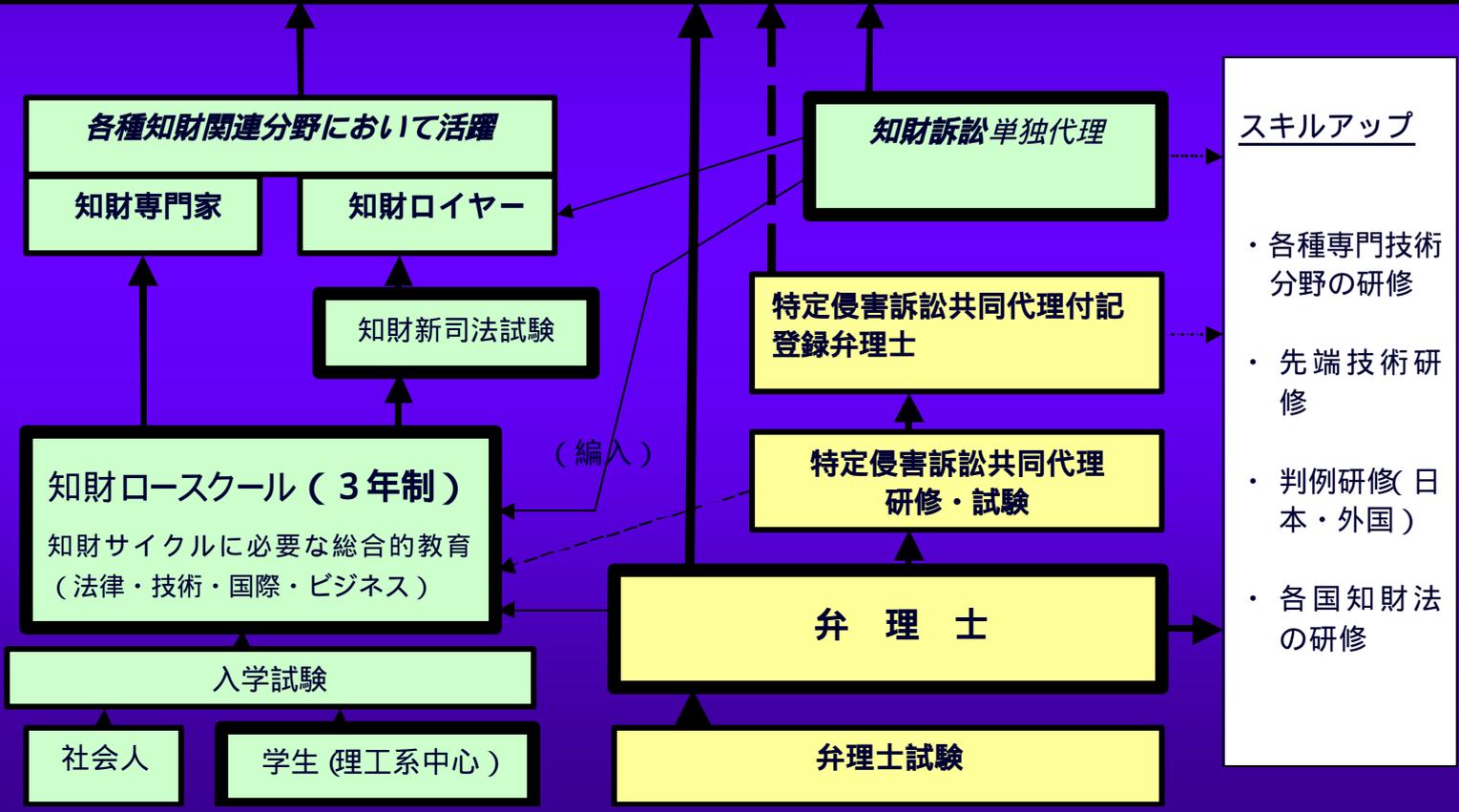
このままでは世界に飛躍する  
知財専門家は望めない

# 法科大学院の問題点



# 提 言

日本の知財創造サイクル発展 = 産業発展



平成15年4月18日 知的財産戦略本部会合

「知財と人材」補足説明

弁理士 下坂スミ子

知的財産戦略大綱の4重点項目中の  
「人的基盤の充実 専門人材の養成」に関する提案  
(特に、知財専門家としての弁理士の立場から)

1. 産業の活性化を図り、ビジネスを発展させるためには、発明という「原石」を知的財産という磨かれた「宝石」に変え、その宝石を加工したり、販売したり、展示したり、貸し出したりして、市場において利益を得なければならない。

そのためには、

- ・発明という原石があること(知的財産の創造)
- ・その原石を磨き上げて宝石に変えること(創造された知的財産に関する権利の確保 - 出願・審査・登録)
- ・磨かれた宝石を商品化して市場において販売し利益を得ること(確保された権利の活用)
- ・その宝石を盗む者がいたり、その宝石に傷をつけたりするものがいたら、それに対して戦い、財産である宝石を保護すること(権利の活用に伴う紛争及び解決)

2. これらに充分に対処できる知的財産専門家は、

- (1) 技術と法律の双方に精通していること
- (2) 知的財産分野の実務に精通していること
- (3) 知的財産の国際性に関する造詣が深いこと
- (4) 知的財産に関連するビジネスに造詣が深いこと

という条件を満たし

知財創造サイクルの範囲内において、その能力を充分に発揮することができる環境におかれることが必要。

3．上記4つの条件を具えた人材を多数養成することは、法科大学院構想を含め現行の人材養成環境のもとでは期待できない。法科大学院の入学者の大半は法律系学生になるものと予想され、理工系に入る余地は少ない。また、その入学者も、選択科目の一つである知財分野を選択する人数は少ないものと予想される。したがって、差し迫った課題である知財立国に法科大学院が寄与する見込みは薄い。

4．知的創造サイクルの活性化は理工系人材の活用抜きではありえない。それゆえ、

- ・ 新たな知的財産専門家養成システムを創設し、例えば、理工系の基礎知識を具えた者を対象にして知的財産専門家となるべき人材を養成する知財ロースクール（仮称）の設立と、
- ・ 知的財産専門家が、知的財産の幅広い分野において、制度上の制約を受けることなく、その能力を発揮することができるようにするための国家資格の整備

とが必要である。